

会員の皆さんへ

株式会社ビューカード

会員規約改定のお知らせ

拝啓

平素は、ビューカードをご愛顧賜り誠にありがとうございます。

このたび、今後もお客様により安心してサービスをご利用いただくことを目的として、ビューカード会員規約を下記のとおり 2026年4月1日に改定いたします。

敬具

記

現行	改定後
<p>第1章 一般条項 (略)</p> <p>第13条（費用等の負担）</p> <p>1 印紙代、公正証書作成費用など、弁済契約締結に要する費用並びに支払督促申立費用、送達費用など法的措置に要する費用は、退会後といえどもすべて本人会員の負担とします。ただし、法令において利息とみなされる費用については、これを負担することにより法令に定める上限を超える場合は、その超過分については本人会員の負担としません。</p> <p>2 年会費等、本人会員が当社に支払う費用等に公租公課（消費税等を含みます。）が課され、又は増額される場合は、本人会員は、当該公租公</p>	<p>第1章 一般条項 (略)</p> <p>第13条（費用等の負担）</p> <p>1 印紙代、公正証書作成費用など、弁済契約締結に要する費用並びに支払督促申立費用、送達費用など法的措置に要する費用は、退会後といえどもすべて本人会員の負担とします。ただし、法令において利息とみなされる費用については、これを負担することにより法令に定める上限を超える場合は、その超過分については本人会員の負担としません。</p> <p>2 年会費等、本人会員が当社に支払う費用等に公租公課（消費税等を含みます。）が課され、又は増額される場合は、本人会員は、当該公租公</p>

<p>課相当額又は当該増加額を負担するものとします。</p> <p>(略)</p> <p>第 32 条（支払停止の抗弁）</p> <p>1 本人会員は、加盟店での割賦販売法の適用を受けるカードショッピングにおいて下記の事由が存するときは、その事由が解消されるまでの間、当該事由の存する商品等について、当社に対する支払いを停止することができるものとします。</p> <p>(1) 商品の引き渡し、権利の移転又は役務の提供（権利の行使による役務の提供を含みます。以下同じ。）がなされないこと</p> <p>(2) 商品等に破損、汚損、故障その他の瑕疵があること</p> <p>(3) その他商品の販売又は役務の提供について、加盟店に対し生じている事由があること</p>	<p>課相当額又は当該増加額を負担するものとします。</p> <p>3 本人会員が第 10 条に従い当社に対して負担する一切の支払債務（ただし、カードショッピングの支払金の中に分割払い若しくはリボルビング払いが含まれる場合、又はカードキャッシングの支払金が含まれる場合は除きます。）を約定返済期日までにお支払いいただけなかった場合には、当社はそのお支払いをいただくのに必要な費用として 440 円（税込）を請求いたします。</p> <p>ただし、当社が別に許容した場合に上記費用を請求しない場合もあります。</p> <p>(略)</p> <p>第 32 条（支払停止の抗弁）</p> <p>1 本人会員は、加盟店での割賦販売法の適用を受けるカードショッピングにおいて下記の事由が存するときは、その事由が解消されるまでの間、当該事由の存する商品等について、当社に対する支払いを停止することができるものとします。</p> <p>(1) 商品の引き渡し、権利の移転又は役務の提供（権利の行使による役務の提供を含みます。以下同じ。）がなされないこと</p> <p>(2) 商品等に破損、汚損、故障その他の種類又は品質に関して契約の内容に適合しない場合があること</p> <p>(3) その他商品の販売又は役務の提供について、加盟店に対し生じている事由があること</p>
--	--

以 上